

# 令和8年度 補助金公募制度募集要項

補助金公募制度は、行政と町民のみなさんとのパートナーシップを深め、協働のまちづくりを推進するための制度です。この制度を活用し、まちづくりに参加していただける団体を広く募集します。

- 対象団体 教育、福祉、文化、芸術、産業、地域コミュニティ等の分野において、行政サービスを補完し、町民の福祉に寄与する事業を行う、町内で1年以上の活動実績がある5人以上の団体。  
※ただし、営利事業、政治的または宗教的活動等を目的としない団体とします。
- 募集期間 令和7年8月1日（金）から9月5日（金）まで <令和8年度交付分>
- 受付窓口 補助を受けたい事業を所管する町担当課に次の書類をご提出ください。
- 提出書類 ① 大井町補助金等交付申請書  
② 団体調書（申請団体の会員数及び活動内容等を記載した書類）  
③ 交付年度（令和8年度）事業計画書（案）  
④ 交付年度（令和8年度）収支予算書（案）  
⑤ 交付年度前年（令和7年度）収支決算見込書  
※①、②、④、⑤は町の様式を使用してください（③の書式は任意のもので構いません）。  
その他必要書類を提出していただく場合があります。
- 交付条件 次の場合は、制度を利用できません。  
① 事業における繰越金の割合が収入総額の30%以上の場合  
② 3万円未満の補助額を希望する場合  
③ 他の補助を受けている場合、もしくは補助制度以外の代替支援（施設使用料の減免など）を受けている場合（詳しくは事業を所管する担当課にお尋ねください）  
④ 1年以上の活動実績がない場合
- 交付期間 最長5年間
- 審査等 「補助金等交付審査委員会」において事業内容を総合的に評価し、審査・選考を行います。  
第1次審査として、書類審査を行います。また、第2次審査として、審査委員会において、申請団体による事業内容のプレゼンテーションを実施します。  
審査後、審査委員会が町長に提言書を提出します。これを受けて、町長が査定を行い、議会に予算案を提出、議決を経て、交付・不交付及び金額が決定されます。  
※昨年度（令和6年度）に申請をしていない団体は、審査委員会において説明が必要です。
- 交付請求 令和8年4月1日以降に交付決定通知書の写しを添えて請求していただきます。
- 実績報告 補助金の交付を受けた団体には、事業の実績報告書・収支決算書を提出していただきます。  
なお、実際の活動内容によっては、補助金の返還を求める場合があります。
- 変更申請 事業に重要な変更を加えるときや事業を中止するときは、変更計画書または中止届を提出していただきます。

ご不明な点は、補助を受けたい事業を所管する担当課または協働推進課までお問い合わせください。

総務課 [85-5001]	防災安全課 [85-5002]	企画財政課 [85-5003]
協働推進課 [85-5004]	福祉課 [83-8024]	子育て健康課 [83-8012]
生活環境課 [85-5010]	地域振興課 [85-5013]	都市整備課 [85-5014]
教育総務課 [85-5015]	生涯学習課（総合体育館事務担当含む） [83-5409]	